

令和3年度地域ケア基盤整備推進事業実施要項

1 目的

本事業は、在宅医療サービスの基盤整備の充実を図るため、訪問看護事業所、在宅療養支援診療所、在宅療養支援歯科診療所及び訪問リハビリテーション事業所（以下「事業所」という。）が行う在宅医療に必要な機器整備等を支援するとともに、市町村等が行う在宅医療の充実のための整備に対する支援を行うことにより、在宅における療養環境の向上と地域包括ケアの推進に資することを目的とする。

また、訪問看護事業所など在宅サービスを提供する事業所が全国平均を大きく下回っていることから、地域において不足している事業所の開設・拡充に積極的に取り組むものとする。

2 事業主体

市町村 等

3 事業内容

1 の目的を達成するために、県内において、次の事業を実施する。

(1) 在宅医療サービスの基盤整備の充実を図るための機器整備事業

事業所が行う新規開設又は取組拡充に伴う機器整備として、在宅診療等で使用する医療機器、患者とのバイタル情報の共有等に使用するための電子情報通信機器、在宅人工呼吸器使用者患者が使用する簡易自家発電装置等及び訪問用自動車の購入又はリースに係る経費（470万円を超える場合は470万円を上限とする。）に対し、当該事業所が所在する市町村が4分の1を助成する事業

(2) その他地域包括ケア推進に資する事業

市町村、医師会等職能団体及びその他知事が認める者が、医療資源が不足している地域等において、在宅医療の充実を図るための整備事業（個別協議のうえ決定）として行う次の事業

ア 医師会等職能団体及びその他知事が認める者が行う地域包括ケア推進に資するための住民サービスを提供する拠点の整備に要する経費（470万円を超える場合は470万円を上限とする。）に対し、当該拠点が所在する市町村が4分の1を助成する事業

イ 市町村が行う地域包括ケア推進に資するための住民サービスを提供する拠点を整備する事業（470万円を超える場合は470万円を上限とする。）

なお、医師会等職能団体及びその他知事が認める者とは、公益性及び中立性を有し、地域全体を見渡しながら関係者間の調整を行うことができる者とする。

4 用語の定義

(1) 訪問看護事業所とは、介護保険法（以下「法」という。）第41条第1項本文の指定を受けた者が、法第8条第4項に規定する訪問看護を行う事業所（法第71条に規

定する指定居宅サービス事業者の特例に基づく指定による事業所を除く。) をいう。

- (2) 在宅療養支援診療所とは、保険医療機関のうち、居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所として、診療報酬上の在宅療養支援診療所に該当する診療所をいう。
- (3) 在宅療養支援歯科診療所とは、保険医療機関のうち、居宅等における歯科医療の提供の推進のために必要な診療所として、診療報酬上の在宅療養支援歯科診療所に該当する診療所をいう。
- (4) 訪問リハビリテーション事業所とは、法第41条第1項本文の指定を受けた者が、法第8条第5項に規定する訪問リハビリテーションを行う事業所（法第71条及び法第72条に規定する指定居宅サービス事業者の特例に基づく指定による事業所を除く。）をいう。
- (5) 新規開設とは、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に事業所を新たに開設し、かつ、サービスの提供を開始した場合をいう。
- (6) 取組拡充とは、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に訪問看護事業所及び訪問リハビリテーション事業所においては、サービスに従事する看護師等の従業者を1名以上増員（常勤換算により算定）した場合、在宅療養支援診療所及び在宅療養支援歯科診療所においては、常勤の医師及び歯科医師を1名以上増員した場合をいう（いずれの場合も新たに増員した者との雇用契約期間が1年未満の場合を除く）。なお、増員の確認は、令和3年3月31日現在において従事する従業者又は常勤の医師および歯科医師の数を本事業実施後と比較することにより行う。

5 県の役割

- (1) 予算の範囲内で本事業の費用の助成を行い、市町村及び事業者の取り組みを推進するための必要な支援を行う。

6 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付則

この要項は、令和2年4月1日に施行する。

この要項は、令和3年4月13日に施行する。